

## 和歌山市障害者就労インターンシップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定就労移行支援又は指定就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者が施設外支援（就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障障発第0402001号）の5の（1）に規定する施設外支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、予算の範囲内において、当該指定障害福祉サービス事業者に対して補助金を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。第5条第1項第1号において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。第4条及び第5条第2項において「指定障害福祉サービス基準」という。）で使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3条 市長は、障害者に対し施設外支援を行った指定障害福祉サービス事業者に対し、その申請に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、同項の施設外支援を行った日における最低賃金法（昭和34年法律第137号）第14条第1項の規定により和歌山県労働局長が公示した最低賃金（同条第2項の規定によりその効力が生じているものに限る。）に同項の施設外支援を行った時間数（同一の障害者に対して施設外支援を行った時間数が200時間を超える場合にあっては、200時間）を乗じて得た額に500円を加えた額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた指定障害福祉サービス事業者は、当該補助金に係る障害者に対して当該補助金に係る施設外支援における実習の受入先と同一の受入先において行った施設外支援については、補助金の交付を受けることができない。

(交付の申請)

第4条 規則第3条に定めるその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者の運営規程
- (2) 指定障害福祉サービス基準第3条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者が作成した施設外支援を受ける障害者の個別支援計画の写し
- (3) 次条第2項第3号に規定する施設外支援に関する契約書の写し
- (4) 一般就労の経験がある障害者に対して施設外支援を行う場合にあっては、当該障害者に一般就労の経験があることを確認できるもの及び誓約書（別記様式第1号）

(交付の要件)

第5条 第3条第1項に規定する障害者は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 本市が行う支給決定（法第22条第7項の規定により指定就労移行支援又は指定就労継続支援に係る支給量が定められたものに限る。）を受けていること。
- (2) 施設外支援を開始する際現に3月以上（一般就労の経験がある障害者については、1月以上）同一の指定障害福祉サービス事業者が行う指定就労移行支援又は6月以上同一の指定障

害福祉サービス事業者が行う指定就労継続支援の提供を受けていること。

- 2 第3条第1項に規定する施設外支援は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。
  - (1) 第3条第1項に規定する施設外支援を行った時間数に対して次のアに掲げる賃金又はイに掲げる金銭が支払われること。
    - ア 指定障害福祉サービス基準第190条第1項の規定により締結する雇用契約に基づく賃金
    - イ 第3条第2項に規定する最低賃金以上の金銭（アに規定する雇用契約を締結していない場合に限る。）
  - (2) 1日につき3時間以上行うものであること。
  - (3) 第3条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者と施設外支援における実習の受入先（法人格を有するものに限る。以下同じ。）との間に、当該施設外支援に係る障害者の氏名、当該障害者が施設外支援において行う業務の内容、施設外支援の予定時間数、緊急時における対応方法及び施設外支援の期間中における当該実習の受入先と障害者との間の雇用契約の締結及び給与等の支払の有無について明示した契約が締結されていること。
  - (4) 施設外支援における実習の受入先から施設外支援を受ける障害者に対して給与等の支払いが行われないこと。
  - (5) この要綱の規定による事業以外の補助事業の交付対象となっていないこと。  
（実績報告）

第6条 規則第12条の市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項第1号に規定する期間における賃金の支払又は給付を確認できるもの
- (2) 施設外支援における実習の受入先が作成した実習証明書（別記様式第2号）
- (3) 指定障害福祉サービス事業者が作成した施設外支援期間中の当該施設外支援を受けた障害者に係る全ての個別支援計画の写し
- (4) 指定障害福祉サービス事業者が作成した施設外支援期間中の当該施設外支援を受けた障害者に係る日報

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

誓約書

（宛先）和歌山市長

和歌山市障害者就労インターンシップ事業補助金交付要綱第4条第4号の規定により事業者が提出した一般就労の経験があることを確認できるものについて、記載内容が事実と相違しないことを誓約します。

年 月 日

実習対象者

印

実習証明書

（宛先）和歌山市長

所在地

法人名

代表者



次のとおり実習を実施しました。

受入れ事業所名			
事業所所在地		電話番号	
実習対象者氏名			
実習期間			
実習日数			
実習時間			
実習内容			
福祉事業所名			